

教育民生委員会記録

開会年月日	令和元年 11 月 19 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午後 1 時 58 分
出席委員名	◎浜口和久 ○辻 孝記 宮崎 誠 久保 真
	楠木宏彦 野崎隆太 福井輝夫 藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠 久保 真
担当書記	野村格也
審査案件	継続調査案件 所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査について
	継続調査案件 伊勢市病院事業に関する事項 ・令和元年度経営状況について ・新市立伊勢総合病院の建物総点検について
	継続調査案件 伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項 ・小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について
	継続調査案件 子ども子育て支援に関する事項 ・障がいのある子どもへの支援について ・子ども子育て支援事業計画の策定について
説明員	病院事業管理者、病院経営推進部長、病院経営推進部次長、 経営企画課長、経営企画課副参事
	教育長、事務部長、学校教育部長、教育研究所長、 学校教育課長、学校教育課副参事
	学校統合推進室長、学校統合推進室副参事、 健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、こども課長
	障がい福祉課長、障がい福祉課副参事、生活支援課長、 健康課長、健康課副参事、こども発達支援室長
	情報戦略局長、情報戦略局参事、財政課長
	ほか関係参与

審査経過

浜口委員長が開会を宣言し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、継続調査案件となっている「所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査について」、「伊勢市病院事業に関する事項」、「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」及び「子ども子育て支援に関する事項」を順次議題とし、当局から報告、報告への質疑を行い、「所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査について」は調査を終了とし、その他については今後についても継続して調査をすることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、宮崎委員、久保委員の御両名を指名いたします。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査について】

◎浜口和久委員長

それでは、「所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査について」の御審査を願います。

当局の説明をお願いいたします。

財政課長。

●大西財政課長

おはようございます。それでは、「所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査」について、御説明を申し上げます。

資料1をごらんください。このたび御説明申し上げます予算の執行状況等は、各常任委員会から御指示のございました施策事業について作成したものでございます。お手元の資料につきましては16事業の進捗状況をお示ししております。教育民生委員会所管分の執行状況については7ページから11ページに掲載の5事業が該当いたします。

7ページをお開きください。まず、様式について御説明をいたします。上段に事業目的

を記載しております。事業内容の欄には当初予算編成時に想定した内容・計画等を、進捗状況の欄には特に断りがないものについては本年11月1日時点における予算執行上の現状を、事業を取り巻く状況等の欄には事業執行に伴い生じた課題・問題点、今後の展望などを記し、現状の分析を行っております。また、下段の事業費欄に現計予算額等を記してございますが、執行済額は9月末時点での支出負担行為済額を記しております。

それでは各事業の概略について御説明いたします。7ページをお願いいたします。障害者地域生活支援事業です。本件については障がいのある人が日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援を始め、生活用具の給付や外出する際における移動支援を行うものです。執行状況としましては、3カ所の地域相談支援センターにおいて4月からの半年間で4,747件の相談を受けたほか、日常生活用具については1,830件を給付決定いたしました。現在、3カ所の地域相談支援センターを運営しておりますが、個々の障がい特性に加えて複雑多岐な内容が多いことから、今後は基幹相談がさらに有効となる体制づくりを進めてまいります。

次に、8ページをお願いいたします。生活困窮者自立支援事業です。本件については生活困窮者に対し包括的な支援を行い、困窮状態からの早期の脱却を図るとともに将来における貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行うものです。執行状況としましては、福祉の総合窓口であります伊勢市生活サポートセンターあゆみにおいて自立相談、家計相談等を行っております。また、直ちに一般就労が困難な方に対する就労準備支援のほか、子供の生活環境の改善や学習機会を提供するために家庭訪問や無料塾の開設などの取り組みを行っています。新規の相談件数については減少傾向にあります。自立に向けた継続的な支援が必要なケースが多いことから、今後も事業内容を精査し、継続的な支援を行いたいと考えております。

次に、9ページをお願いいたします。風しん予防接種費助成事業です。本件については風しんの流行拡大防止及び先天性風しん症候群の発生予防のため、任意の風しん予防接種について費用の一部を助成するものです。執行状況としましては、9月末時点におきまして42名の方に助成を行いました。風しん予防接種についてはこの助成制度とは別に無料クーポンを利用して実施する第5期予防接種も同時に行っておりますことから、わかりやすい説明、啓発を行い、接種の促進に努めてまいります。

次に、10ページをお願いいたします。学校水泳民間プール施設活用事業です。本件については小学校の学校水泳に民間のプール施設やインストラクターを活用することについて、実施体制、効果、経済性等の検証を行うものでございます。執行状況としましては、小学校3校の児童290名を対象に、民間事業者の所有する水泳施設においてインストラクターを指導補助員とする水泳指導を5回ずつ実施いたしました。今後は年間を通しての水泳授業の実施を検証するとともに、民間事業者に対して受け入れ人数の拡大を働きかけるなどの取り組みを行い、対象校をふやすことについて検討してまいりたいと考えております。

次に、11ページをお願いいたします。ICT活用実証研究事業です。本件については小学生の学力向上及び情報活用能力の育成を図り、授業だけでなく家庭学習においてもタブレットパソコンを活用するものです。今年度においては適切な配置及び活用方法について研究します。執行状況としましては、導入する端末をiPadと決定し、リースの準備を進めるとともに、持ち帰りにおける使用上のルールや検証方法について確定し、周知する

ためのリーフレットや動画を作成いたしました。今後はタブレットパソコンの活用の成果及び課題を整理し、保護者との連絡調整としての活用等、学習面以外における有効な活用方法についても実証研究を進めてまいります。

以上、教育民生委員会所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等について、概略を御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

まず、障害者地域生活支援事業についてお伺いをしたいと思うんですが、ここに基幹相談が更に有効になる体制を構築していく必要があるというふうに書かれておるんですけども、今後のこの体制をどのように想定していただいているのか、それについて教えていただきたいと思うんですが。

◎浜口和久委員長

障がい福祉課副参事。

●西岡障がい福祉課副参事

楠木委員の質問にお答えします。個々の障がい特性や重複した内容の相談がある中で、地域生活支援拠点や共生社会の実現に向けてはさらなる強化の必要がございます。相談支援体制の充実とともに地域の体制整備に向けて、基幹相談が地域や地域の事業所ともっと連携する必要があると考えて進めております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

ありがとうございます。今、地域の事業所というふうにお話が出たんですけども、一部の利用者の中から事業所が少な過ぎるというようなことも言われてはいるんです。それは全体的に本当はどうか分かりませんが、個人的に少ないなと感じている方も少なくともいらっしゃるというようなことなんですが、その辺についてはどのように考えていただいていますか。

◎浜口和久委員長

障がい福祉課副参事。

●西岡障がい福祉課副参事

基幹相談や自立支援部会というのがございますので、自立支援部会の委員さん等とも相

談しながら人材不足、事業者不足について検討しております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

それでは、私からはICT活用実証研究事業についてお伺いしたいと思っております。今回、9月5日にプロポーザルを行ったということであるんですけども、何社の方が参入されてどのような点が決定となったか、有効となったといいますか今後の教育に対して利点があったというところがあればお聞かせください。

◎浜口和久委員長

教育研究所長。

●西村教育研究所長

プロポーザルに参加いただいた会社は3社でございました。プロポーザルの結果、保守の面、導入するソフトの面あるいは学校の先生方が運用していくに当たりトラブル等をどのように回避するか、ヘルプデスクを設けていただく等のあらゆることを総合的に判断して決定をさせていただきました。以上でございます。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

ありがとうございます。今回、運用トラブルが一番懸念される内容かと思っております。今までも支援員の方に教育に対していろいろと御尽力いただいているかと思うんですけども、今後、今回はタブレットを使うということで実際の導入に入っていくということで、今はまだものを買ったばかりということもありますので、今後の支援体制についてお聞かせください。

◎浜口和久委員長

教育研究所長。

●西村教育研究所長

まず、先生方への負担をなるべく軽減するという事を考えております。既に11月15日は導入前研修を実施させていただきましたが、導入後しばらくたってからのフォローアップ研修を各校に出向いてさせていただきます。管理者が教育研究所になりますので、ICT支援員の管理研修も昨日行わせていただきました。この後、校務パソコンにフォルダをつくらせていただきまして、教育研究所と各校の先生方が共有できる場で質問等あるいは

教育研究所から情報を発信する場を設けることによりまして負担軽減につなげていきたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長
宮崎委員。

○宮崎誠委員

いろいろと今後の支援体制についてお聞かせいただいたんですけども、やはりここ1年目、2年目ということでデータを収集していただかなきゃいけないと思うんですけども、それを踏まえて、今後の教育にどういうふうに影響していくのかということフォローアップなりしていただければと思っております。以上です。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。
久保委員。

○久保真委員

それでは、私のほうから少しお聞かせ願いたいと思います。今、宮崎委員からの質問もありましたけれども、ICTの活用実証研究事業のところで、当初、私が認識しているのは5年生の生徒に1,300台ほど配布の予定というふうに聞かせてもらっているんですが、それ、私の認識が間違っておりませんか、ちょっとお答えください。

◎浜口和久委員長
教育研究所長。

●西村教育研究所長

台数の算出につきましては、第5学年を核とさせていただいております。検証期間が5年ということで最大の子供たちの5年生児の人数から算出をさせていただきまして、1,150台ということ結論として出させていただきました。以上でございます。

◎浜口和久委員長
久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。今年度、何月に配布を予定されているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

◎浜口和久委員長
教育研究所長。

●西村教育研究所長

タブレット端末につきましては、12月10日に各学校に納品される予定でございます。納品後は各学校にて使用方法、ルール等を指導し、12月16日以降には子供たちが各学校の実態に応じて持ち帰り学習ができるように考えておるところでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

そうしますと5年生、残りの期間で使用できるのが3カ月、1月、2月、3月というふうに理解させてもらってよろしいんですね。そうしますとその後、先ほど5年間のというような話を聞かせてもらったんですけども、その5年生が6年生に上がったときというのはタブレットというのは使用するんですか。新しく5年生の方が引き継いで利用することなのか、それちょっとお聞かせください。

◎浜口和久委員長

教育研究所長。

●西村教育研究所長

運用につきましては、今年度は第5学年のみ持ち帰り学習を実施させていただきますが、来年度以降はいろいろなパターンを検証するというところで、5年生のみ持って帰る学校、2学年が共有して持って帰る学校、あるいは3学年が共有して持って帰る学校がございますので、学校に応じて研究の持って帰る生徒の学年は異なってくるかと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。そして、11月15日に実施する教員を対象にというふうに導入前の研修を行ったというふうには書いてあります。これどのようなものだったのか、また、その参加された先生というのは5年生の担任の方だけやないと思うんです。どのような方たちが参加されたのか、ちょっと教えてください。

◎浜口和久委員長

教育研究所長。

●西村教育研究所長

研修の内容につきましては、まずは事業の目的等を研究所のほうから説明をさせていた

できました。合わせて使用の方法、ルール等も説明する中、あとは契約先のほうに出向いていただき、搭載しているソフトの活用方法について研修するというのをさせていただきました。参加いただいた先生方は、基本5年を担任する先生を中心にコンピューターの推進をしていただく担当の先生と各学校で希望を1名以上ということで参加をしていただいております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。コンピューターとか新しいものに長けた先生がされているということで理解いたしました。子供たちの安心・安全のためにもいろいろ工夫があると思うので、その辺もよく考えていただいて検証していただいて、導入にしっかりと進めていただきたいと思います。このICT活用実証研究事業については以上でございます。

もう一つ、学校水泳の民間プール施設活用事業について、少しお聞かせを願いたいと思います。先にアンケートで報告をいただきました。参加された児童の親御さんも100%参加させてよかったと思う人ばかりではなかったということも記述の中にありました。そして、泳げないと回答した子供の数が5.2ポイント減ったということです。この原因、要因というのはどのようなことが考えられるのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

保護者アンケートの中で、どちらかといえば続けてほしくないというお答えをいただいた方もございました。その方々の御意見のほとんどでは、お子さんが通常学校では水泳の雨天の場合を考えまして5回以上の水泳の機会を設定しております。指導しなくてはいけない内容が終了しましたら、子供たちにちょっと自由な遊びの時間を多く設けるというようなことを天候によってはしております。そういったことで、子供たちがちょっと遊びの時間が少なかったというようなことをうちで言っていたということから、それやったらもっと楽しく水泳をさせてあげたいということでの回答をいただいているものと考えております。

また、子供たちの泳げるようになったかというところの回答なんですが、学校によって開始時の事前調査の中で、今どれくらい泳げますかという調査の方法が統一されておりましたので、それによって子供たちの泳げる、泳げないの認識が多少ずれがあったのではないかというふうに考えてございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。よくわかりました。子供たち、最後に遊ぶ時間が少なくてもうちょっと遊ばせてほしかったというような話だったということ踏まえて、保護者の方も100%させてよかったと思う人がなかったということでありました。わかりました。

チームティーチング、教員と民間のインストラクターの指導また研修などはどのようなものだったのか、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

今年度は初年度でございましたので、インストラクターが水中で指導をし、教諭がプールサイドで活動を確認しながら見届け、記録や評価を行うという形で行いました。しかし、研究委託校や業者の指導担当者からの聞き取りなどを行い、今後、さらに効果的なチームティーチングについても研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

チームティーチング、現場についてからの話じゃなくて、その以前にどういうふうな指導方法を行ったらいいのかというような話はなかったんですか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

申しわけございません。チームティーチングをするに当たってはこれまでの学校の指導の様子、指導方法、そして指導を行う業者の指導担当者との情報共有、話し合いの中でカリキュラムも決めながら進めていたところでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

指導については、先ほども言われました5回というふうにありましたけれども、うち1回は着衣水泳ということで、実質4回なんですね。その4回でどこまでできたのかということ、指導内容についてどうこう言うことじゃないんですけども、1年生から6年のそれぞれの達成目標、その辺は民間のインストラクター、民間業者の方たちと先生たちの達成目標については共有されているのか、また、カリキュラムというのはどこまで把握され

ていたのかというのをちょっと教えていただけませんか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

基本的には水泳指導に際しては学習指導要領の内容を目標として、低学年では水遊び、中高学年では水泳運動というふうに大きく分かれていることから、そういった内容を盛り込むように業者のほうにも計画を確認しております。

また、学習指導要領の中では、細かく水遊びについてはこのようなことに留意をする、または中学年では自己の能力に適した課題を見つけるようにする、または高学年では記録への挑戦の仕方の工夫を教えるというふうな細かくそういった内容が分かれていますので、そういったところにつきましても業者の設定している指導内容の中でそれが達成されているかどうかという確認も学校のほうで行っております。

また、学校のほうからは、カリキュラムや指導計画についてはそれぞれ3校今回は実施をしているんですが、どのような計画で行うかを私どもの教育委員会のほうにも提出いただいております、その内容も確認をしておるところでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員に申し上げます。この事業の内容というのは予算のときにやっております。事業がずっと進んでおります。今ここで審議させていただいておりますのは進捗状況というふうなことでございますので、そこら辺を踏まえて質問のほうをお願いいたします。

久保委員。

○久保真委員

今後、令和2年度のことについてもちょっと書いてもらってあったと思うんですけども、現3校を継続、そして新規1校を予定というふうにあるんですけども、対象校、その応募について、これからいつからどのようにお始めになるつもりなのか、どのような基準でそれを選定されるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

◎浜口和久委員長

簡潔に。

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

昨年度同様、予算がお認めいただけましたならば、4月に各学校に研究委託校の希望をとりたいと考えております。来年度は1校ふやす予定でございますので、その学校につきましては、後ほどの報告で記載されていますように、今後、移転やそれから統合を予定されているところなどの計画も踏まえながら、学校規模も踏まえながら考えていきたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長
久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。民間委託の3校の未実施学校との公平性というのはどのように保つおつもりなのか、また、今のお話にありましたけれども、統廃合校を優先するようなことを述べられましたけれども、その点についてちょっとお聞かせください。

◎浜口和久委員長
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

この事業は、今後の方向性を考察していくための検証であると考えておりますので、不公平というところの御意見もあるとは思いますが、御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

◎浜口和久委員長
久保委員。

○久保真委員

最後にしますが、この委託の契約の中に生徒の勧誘については業者は行わないというふうに禁止事項の中に含まれていたと思うんですけども、その辺はどのように御認識されていますか。

◎浜口和久委員長
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

今年度の事業、今回終了しておりますが、そのようなことはなかったと認識しております。以上でございます。

◎浜口和久委員長
久保委員。

○久保真委員

契約書の中にもなかったということですか。プールに学校の子供たちが来ている間にうちのプールに来なさいよみたいな勧誘はしないという契約事項はなかったですか。

◎浜口和久委員長
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

そういった内容についての、仕様書の中にそういった内容についての記載はなかったと考えておりますし、実際に今年度そのような業者が勧誘をしたという認識はございません。以上でございます。

◎浜口和久委員長
久保委員、まとめてください。

○久保真委員

プールにですね、私も見させていただいたんですけれども、これ勧誘という意味じゃないんですけれども、プール内に小学校の指導をうちのプールが任されていますよというような旨の横断幕が掲げられていましたので、その辺を認識されているのか、それをどういうふうに勧誘ととるのか、どういうふうにお考えなのか、これだけお聞きして質問を終わらせていただきたいと思います。

◎浜口和久委員長
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

そのようなことに関して、今後、留意をしながら業者のほうとも話をしていきたいと思っています。以上でございます。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。
福井委員。

○福井輝夫委員

学校水泳民間プール活用事業なんですけど、今、久保委員が詳細に質問されましたのでダブらないように少しだけ聞かせていただきます。この成果のところでは児童の成果も皆肯定的なことで、先ほど自由な時間がないからというような意見もあったということなんですけれども、生徒のほうからほかにこういうところが嫌だったとかそういう否定的なアンケートというのは全然なかったんでしょうか。

◎浜口和久委員長
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

アンケートの取り方といたしまして、こちらの質問項目に当てはまる、どちらかといえ
ば当てはまらないというような形式で答えておりますので、細かなところは自由記述の
ところから拾うことしかできないんですが、やはり子供たちの中からも自由な時間が少な
かったというような意見は聞いております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

わかりました。そういう部分も次のときに反映もすればおおむね100%というようなこ
とになるのかなと思います。保護者のアンケートも見ても98%が継続してほしいという方
向だということですので、おおむね今回よかったのかなというふうな感じが見られます。
そういう中で、ここにも書いてございますけれども、費用対効果ということ、プールが今
後老朽化していきますとそれを改修するか新築するか、そういうようなことの部分につ
いての費用とこういう事業を進めるかによる費用対効果等を検討していくということ
ですので、そういう面では大いに検討していただきたい。今、先進地も何か所かあります
けれども、そちらのほうの実例も見ながら検討して行っていただきたい。今から令和4
年度、先についてまた考えていくということですのでよろしくお願ひしたいと思いま
す。

それと、これは私のほうに市民からの要望として聞こえているのが、これは答えなく
ていいんですけれども、広域環境組合でごみ焼却後の排熱を利用した温水プールとい
うようなことを望む市民の声もでございます。市管理のプールの利用や学校水泳施設
の共用等ということ、令和5年度以降、そういう部分のことも書いてございますので、
大局的な面から検討していただきたいと思ひます。以上です。終わります。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

辻副委員長。

○辻孝記副委員長

私から少し聞かせていただきたいと思ひます。先ほど来、障がい者地域のこととICT、
それから学校水泳プールのことは委員さんから聞いていただきましたので、若干聞いて
いないところの生活困窮者自立支援の関係で少しだけお聞かせください。予算の現額
が3,997万3,000円で執行済み額が3,800万円となっています。この中で事業として
さまざま、これ委託事業がほとんどなのでそういった形になっているかと思ひてお
りますが、あと残り200万円弱のところをどのように今後考えていくのか、それとも
これ以上の事業はないのかちょっとお聞かせ願ひえますか。

◎浜口和久委員長

生活支援課長。

●山崎生活支援課長

委員お尋ねの件につきお答えいたします。残りの分についてですけれども、さまざまな附帯の事業の展開を予定しておりまして、こちらで執行する予定となっております。具体的にはそれぞれの委託内容についての実情に応じた増額も見込まれますし、あるいは逆の場合もあるんですけれども、それから子供の学習支援事業で訪問しているわけですけれども、この活動費の見込みの含み分もこの中に入っておりますので、おおむね予定どおり執行する予定でございます。以上です。

◎浜口和久委員長

辻副委員長。

○辻孝記副委員長

わかりました。残額少ないわけですけれども、当然これから展開では変わってくるのはわかります。ただ、今取り組んでもらっておりますまなびスクールというのを今やってもらっております。こういったことをもう少し範囲を広げるとか、そういったことというのは今、検討されているとか今後の見込みというのはあるのでしょうか。

◎浜口和久委員長

生活支援課長。

●山崎生活支援課長

今、社会福祉協議会への研究委託も含めまして、さまざまな形で学習支援の形を模索しております。まなびスクールは今年度、生活困窮者自立支援事業から別の事業に移行しておりますが、これとあわせてどのような形の、あるいはどのような対象の学習支援が今後展開していけるか、具体的には地域において、地域の資源、主に人材資源ですけれども、を活用しながら、子供たちが地域で見てもらえるというようなところを目指して模索している途中でございます。以上です。

◎浜口和久委員長

辻副委員長。

○辻孝記副委員長

わかりました。その辺もうちょっと展開をよろしくお願いします。もう一つ、風しん予防接種費助成事業ですが、これ当初の予算でいきますと相当、190万円ということで執行が21万円という話であります。当然、この中には国のほうで定められました予防接種の関係が入ってきましたので変わってきたというのはよくわかるんですけれども、対象者に対してのアピールという部分というのはどのようにされてきたのか教えていただけますか。

◎浜口和久委員長
健康課副参事。

●谷口健康課副参事

啓発なんですけれども、広報とかホームページとかもしておりますし、また、さまざまな事業を通じましてお母様方とかとお会いするときを通じて直接必要性を話しております。また、産婦人科の先生方も患者様として直接お話をしたりしていただいておりますし、私どもはその関係団体の皆様方に御協力いただきまして風しんの助成制度についても患者様に通知を送っていただいたりして啓発しております。以上でございます。

◎浜口和久委員長
辻副委員長。

○辻孝記副委員長

風しん、これは関係する方々は現役世代の方が多くて、なかなか仕事の関係で予防接種に行くということがなかなか行きにくいとかという部分も当然ありますけれども、現在、風しん第5期予防接種の対象者がどれぐらい受けられたかわかりませんが、この辺のところも含めてですね、まずどこまでその辺の調査をされておられるのか教えていただけますか。

◎浜口和久委員長
健康課副参事。

●谷口健康課副参事

第5期の方も含めてお答えということでよろしいのでしょうか。この事業に関しましてまず、本日お示しをしております事業に関しましては、三重県のほうで抗体検査をしております。11月13日までの現在の伊勢保健所で教えていただいた数字ですけれども、93件しております。また、その注射を助成した件数なんですけれども、これにつきましては他の市町も確認しておりますけれども、まだ伊勢は多いほうかなと思っております。

第5期の風しんにつきましても、こちらのほうは現在クーポンを送った方が6,000名ぐらいおりまして、それで受検していただきました方が993名、これ9月末ぐらいの少し前の数字になるんですけれどもおりまして、そちらのほうもほかの市町よりは少し高めの数字かなといった状況でございます。

◎浜口和久委員長
副委員長。

○辻孝記副委員長

当初の予算で、今回第5期別にして350人ぐらいの程度の予算を組んでおられると聞いております。こういったことを考えますと6,000名の方が実際対象になっていて、その

方々のうちの993名が受けたと、6分の1の方が受検されたというお話なのですが、まだまだ他市町から比べたら多いというお話だったと思いますが、それは多いということで安心していいのかというところとちょっとそうじゃないような気がしますので、残っている5,000名以上の方がまだ受検されていないということもありますので、その辺の啓発もう一辺、コール・リコールをやってもらうような、国・県のほうに申し入れをすとか、市としてほかのこの対象に外れた方々に対してのコール・リコールをする方向というのは考えておられるでしょうか。

◎浜口和久委員長
健康課副参事。

●谷口健康課副参事

今、辻委員おっしゃっていただきましたクーポンを利用する風しんの第5期なんですけれども、これは助成事業とは別事業になっておりまして、こちらのほうは国と県も一緒になりながらやっていきますし、こちらの助成の対象につきましては、現在妊娠を希望する方ですのでどれぐらいいるかわからないんですけれども、皆様方にクーポンを利用した風しん第5期の予防接種と、また妊婦さんとか妊娠を希望される方、そういった方々が対象となる助成制度の風しんと混同しないように、私たちも表現をわかりやすくしながら広報とかいろんなところを通じまして、皆様方にも御協力をいただきながら啓発をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。
続いて、委員間の自由討議を行います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、自由討議を終わります。
本件につきましては、今回の審査をもって調査を終了するというところで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御異議なしと認めます。
本件につきましては調査を終了いたします。

【伊勢市病院事業に関する事項】
〔令和元年度経営状況について〕

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市病院事業に関する事項」についての御審査を願います。

「令和元年度経営状況について」当局からの説明をお願いいたします。
経営企画課副参事。

●西井経営企画課副参事

それでは、「令和元年度経営状況について」御説明申し上げます。資料2をごらんください。令和元年4月から9月までの患者数、収入、支出及び収支の状況でございます。まず、様式につきまして御説明をいたします。数値が入っております左側から、令和元年度の実績、令和元年度の財政収支計画、実績と財政収支計画との比較、一番右側が前年度との比較となっております。また、「1 利用状況」の患者数につきましては、上段が延べ患者数、下段が1日平均患者数となっております。

始めに、「1 利用状況」でございますが、入院及び外来患者数の状況となっております。まず、財政収支計画との比較につきまして、増減(A)－(B)欄をごらんください。入院患者数につきましては1日平均18.5人の減少、外来患者数につきましては1日平均12.7人の増加となっております。なお、外来患者数につきましては、4月30日から5月2日の3日間を財政収支計画では開院日としておりましたが、結果としまして4月30日及び5月2日の午前中のみ外来診療、5月1日を休診とさせていただいたため、延べ患者数が21人の減少となったものでございます。

下段の米印の表につきましては、入院患者数の病床ごとの内訳となっております。まず、財政収支計画と比較をいたしますと、一般病床では1日平均5.5人の減少、地域包括ケア病床では1日平均9.9人の減少、回復期リハビリテーション病床では0.4人の減少、ホスピス病床では1日平均2.7人の減少となっております。なお、参考ではございますが、本年8月の教育民生委員会で報告をいたしました4月から6月までの3カ月間、この期間の1日平均入院患者数は229.7人となっておりますが、その後の7月から9月までの3カ月間、この期間の1日平均入院患者数は243.1人となり、13.4人増加となっております。同様に、外来患者数につきましては、4月から6月までの3カ月間の1日平均患者数は537.5人となっておりますが、その後の7月から9月までの3カ月間の1日平均患者数は528.1人となり、9.4人の減少となっております。

次に、「2 収入」の状況でございます。まず、医業収益でございますが、財政収支計画と比較をいたしますと、入院収益では患者数は下回っておりますが、主に手術件数の増などにより1,900万円の増加、外来収益では患者数はおおむね計画どおりとなっておりますが、主に高額医薬品の使用量の減に伴う収入減などで4,200万円の減少で、医業収益では1,600万円の減少となっております。次に、健診収益及び医業外収益でございますが、財政収支計画と比較をいたしますとそれぞれ増加をしており、収入全体では1,000万円の増加となっております。なお、医業外収益でございますが、前年度と比較をいたしますと4億1,200万円増加しておりますが、主に一般会計からの繰入金収入の収入時期が異なっております。

次に2ページをお願いいたします。「3 支出」の状況でございます。まず、医業費

用でございますが、財政収支計画と比較をいたしますと、経費では主に委託費の増により増加しておりますが、給与費では職員数の減、材料費では患者数及び高額医薬品の使用量の減によりそれぞれ減少し、減価償却費などの減と合わせ、医業費用では4,400万円の減少となっております。次に、健診費用及び医業外費用でございますが、おおむね財政収支計画どおりとなっております。

次に、「4 収支」の状況でございますが、医業収支で2,800万円、健診収支で1,300万円、全体収支では5,700万円、それぞれ財政収支計画に対しまして改善しております。今後の経営状況につきましては、多額の経費が見込まれ収支は厳しくなると予測をされますが、地域医療連携の強化、時間内及び時間外救急の充実・強化による患者数の増加、地域包括ケア病床のより効率的な運用など、入院患者数の増加に努め、収支の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、令和元年度経営状況について御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません、ちょっと教えてください。裏面の4番の収支の中でその他収支というところで結構盛っている部分はあると思うんですけども、これが計画よりも実績が上回った要因と、このその他収支の中身について少し御説明をいただければと思います。

◎浜口和久委員長

経営企画課副参事。

●西井経営企画課副参事

その他収支の内訳でございますけれども、主に医業外収益、こちらのほうで増加をしております。その医業外収益の中で長期前受金戻入という予算科目がございますので、こちらのほうで主に増加のほうをしております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「令和元年度経営状況について」を終わります。

〔新市立伊勢総合病院の建物総点検について〕

◎浜口和久委員長

次に、「新市立伊勢総合病院の建物総点検について」当局からの説明をお願いいたします。

経営企画課長。

●奥田経営企画課長

それでは、「新市立伊勢総合病院の建物総点検について」御説明いたします。資料3をごらんください。本日は、雨漏りの補修工事が完了したことにより、今後の再発防止のため実施いたしました病院建物全体の総点検について、御報告申し上げます。

始めに、「1 目的」でございますが、これまで二度にわたり発生しました雨漏りについて、10月2日の教育民生委員会において御報告しましたとおり、施工業者によります原因の究明と補修工事が完了をしております。今回は、雨漏りの再発防止に向けて補修が完了した箇所を含め、特に雨漏りの可能性があると思われるところに重点を置きまして、建物全体におきまして不具合箇所を確認するため、工事監理業者と第三者機関であります三重県建設技術センターの立ち会いのもと、総点検を実施したところでございます。

次に、「2 実施日」及び「3 概要」でございますが、10月24日に外部点検を、翌25日に内部点検を実施しております。外部点検につきましては、屋外で防水施工を施した外部シーリング、バルコニー部分の笠木、外壁などに重点を置きまして、損傷や変形などの確認を実施いたしました。また、内部点検につきましては、防水施工を含め、扉や窓の建具、内装などにつきまして、動作不良やゆがみ、変形などの確認を実施しております。

次に、「4 結果」でございますが、外部につきましては、一部シーリングの不具合箇所が確認され、補修を行った部分もありましたが、そのほかは特に建物の性能に影響を及ぼすようなところは見受けられず、おおむね良好でございました。また、内部につきましては、建具の再調整などが必要な箇所が一部で見受けられましたので、施工業者におきまして速やかに対応を行ってまいります。

次に、「5 今後の対応」でございますが、今回は雨漏りに重点を置いた建物総点検を実施いたしましたが、今後は施工業者におきまして、当面の間、経過観察のため、引き続き病院運営に支障がないよう、建物全体の状況確認などを実施することとなっております。なお、施工から1年を経過したことによります設備関係を含めました1年次点検につきましては、今回実施いたしました建物総点検とは別に、施工業者により計画どおり実施予定としております。

以上、新市立伊勢総合病院の建物総点検について御説明いたしました。よろしく御願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「新市立伊勢総合病院の建物総点検について」を終わります。

「伊勢市病院事業に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

本件につきましては、引き続き調査を継続いたします。

【伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項】

【小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について】

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」についての御審査を願います。

「小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について」当局から説明をお願いいたします。

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

それでは、「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置推進事業」につきまして御報告申し上げます。資料4の1ページをごらんください。本年度における10月31日現在の説明会、統合準備会等の実施状況でございまして、続く2ページはそれらの詳細となっております。

次に、統合校別に進捗を御報告いたします。まず、神社小学校・大湊小学校の統合につきまして、3ページをごらんください。開校スケジュールにつきまして、前回の報告から変更のあったところはございません。ソフト関連では統合準備会において校歌・校章、学校運営、通学路及びPTA会則について検討していただいております。事前交流事業を今年度は1年生から3年生はそれぞれ1回ずつ、4年生は2回実施しております。ハード整備につきましては、令和3年1月の完成に向けて校舎等の建築工事を実施しております。10月30日現在の現地の状況は資料4ページのとおりでございまして、校舎の基礎に当たるくいの打設工事を行ったところでございます。

次に、みなと小学校開校に伴うスクールバスの運行等につきまして、5ページをごらんください。みなと小学校のスクールバス運行等につきましては、8月27日開催の教育民生委員会において御了解をいただいたところでございますが、その後、関係する地域の代表者の方と協議を行い、運行形態等詳細につきまして検討しましたので御報告申し上げます。

「1 対象地域」及び「2 これまでの経過」は記載のとおりでございます。「3 運行について」、大湊川以北は開校時の対象児童数が約80名の見込みでございますので、1台のバスをピストンして運行し、国道23号以南については児童数が9名程度となる見込みであるため、タクシー等で対応いたします。なお、バス、タクシー等の運行につきましては、二見浦小学校及び伊勢宮川中学校と同様に民間業者に委託したいと考えております。運行形態につきましては、民間委託、直営及び定期バスでの対応等を比較検討しましたが、児童の登下校を安全、確実に実施することを最優先に考え、それぞれのメリット・デメリットを検討した結果、民間業者に委託するのが最も優れていると判断したところでございます。

次に、「4 運行ルート」につきまして、6ページをごらんください。スクールバス等の運行ルート図でございますが、大湊川以北及び国道23号以南それぞれの運行ルートを赤線で示しております。まず、大湊川以北は乗降場所をルート図のとおり4カ所設定し、記載のルート内を登下校とも3便運行して児童の送迎を行います。乗車時間は最短で約5分、最長で約17分程度となる見込みです。次に、国道23号以南は記載のとおり乗降場所を3カ所設定し、登下校ともタクシー等でみなと小学校まで送迎をいたします。乗車時間は最短で約10分、最長で約17分程度となる見込みです。

次に、資料5ページに戻っていただきまして、「5 今後の予定」でございますが、本日御了解をいただければ令和2年度当初予算に債務負担行為の設定を行いまして、記載のとおり進めてまいりたいと考えております。

次に、二見浦小学校・二見中学校の整備につきまして、7ページをごらんください。整備スケジュールにつきましては、前回の報告から変更のあったところはございません。こちらは前回の報告に引き続き、小中学校及び保育所の移転予定地の用地交渉を進めてまいりましたが、このたび用地取得に係る条件がまとまりましたので御報告申し上げます。

資料8ページの二見地区小中学校及び保育所整備に伴う用地取得についてをごらんください。「1 目的」は、記載のとおり両計画に基づく移転のためでございます。

次に、「2 取得する土地」につきまして、資料9ページの位置図をごらんください。位置図中央付近に緑色で網かけをしてある部分が今回取得予定の場所と範囲でございます。取得する土地の範囲には、現所有者において開発された平地の部分と山林のままの部分がございます。資料の中にごございます①、②は、資料10ページの現地の状況写真を撮影した方向を示すものでございます。①は敷地の北から南西方向、②は南から北に向かって撮影したものでございます。

続きまして、資料11ページをごらんください。こちらの資料で緑色の線で囲んであるところが今回取得予定の範囲でございますが、そのうち緑色の網かけをしてある部分が現況平地となっているところ、それ以外が山林でございます。なお、敷地の北側中央付近から南に向かって走っている赤色の線は赤道でございますが、市所有地でございますので今回の取得面積には含まれておりません。登記は14筆に分かれており、面積は合計で7万

4,630.21平方メートル、地目は全て山林となっております。

次に、資料の8ページに戻っていただきますようお願いいたします。「3 買入価格」でございますが、平地部分が面積2万6,859.38平方メートルに不動産鑑定評価による単価1万8,200円を乗じた4億8,884万716円となり、山林部分が面積4万7,770.83平方メートルに不動産鑑定評価による単価1,000円を乗じた4,777万830円で、取得面積の合計が7万4,630.21平方メートル、価格の合計が5億3,661万1,546円となります。なお、用地全体は土地取得特別会計にてまとめて取得をいたしまして、小中学校、保育所としては令和2年度にそれぞれの取得面積に応じて予算要求し取得したいと考えております。

次に、「4 買入先」は、現所有者である三交不動産株式会社でございます。

次に、「5 今後のスケジュール」でございますが、本日、用地取得について御了解をいただければ、土地売買に係る仮契約を締結し、12月議会定例会に財産取得の議案を提出したいと考えております。

次に、「6 整備スケジュール」は記載のとおりでございます。最後に、今回の用地交渉に当たりましては、現況平地になっている部分のみを買収する方針で進めてまいりましたが、現所有者は当初から平地と山林を一体とした売買を希望されておりました。私どもとしましては、何とか平地部分のみで合意できないか思考をめぐらし交渉を重ねてまいりましたが、このままでは条件が折り合わずに整備スケジュールがおくれ、財源にも影響が生じるおそれがあることから、総合的に判断し今回の御提案に至ったものでございますので御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、小中学校適正規模化・適正配置推進事業の進捗状況について、御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

福井委員。

○福井輝夫委員

この二見地区の小中学校、保育園、保育所整備に伴うという部分で少しお伺いしたいと思います。平地の部分が2万6,859平米ということでございます。今の現小学校、中学校、保育園等の現状の面積等をざっと見ますと、二見浦小学校が1万2,000平米、中学校が1万6,000平米、両方で約2万8,000平米ということになってきます。ということはこれには保育園を含んでいないんですけれども、保育園は普通4,000から5,000平米だろうということで聞いておりましたので、その辺を足すと3万3,000平米ほど要ということになってきますんですが、この平地が今2万6,859平米ということは、これだけ考えてもちょっと足りないかなと。ただ、学校の建て方によっては縦に小学校、中学校、積むようにすれば校舎の面積が両方とも大体3,000平米ですので、それから引くと3万平米ぐらいということになるんですが、それでもまだ足りないということになってきます。そういう場合どう考えておるのかというのを少しお伺いしたいと思います。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

学校建設に係ります設計につきましては、今後行っていく予定でございますが、委員仰せのとおり、もし用地のほうに不足が生じるような場合につきましては、山林部分を一部削るようなことも検討して考えてまいりたいと思います。以上でございます。

◎浜口和久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

わかりました。今回、山林の部分も4万7,000平米の取得ということでしていただいていますので、その辺の部分も考えながら、設計はこれからの部分ですので、そういう部分も考慮しながらつくっていただきたいと思います。

それと現在の、先ほどの平米数の中に職員の駐車場であるとか来客者の駐車場とかそういうのは含んでいないと思うんです。そういう部分も入れると全く少なく、さらにまた考えなくちゃならん。そういうことも頭に入れながら、駐車場、その辺も考えていただきたい。それとあと、前にもお聞きしたんですけれども、大災害時の住民の方の避難場所、それからふだんの住民のコミュニティー、そういう部分も考慮に入れながら設計のほうには取り組んでいただきたいと思いますのでその辺もよろしくお願ひしたい。その辺についてはそう考えていただいておりますか、ちょっとそこだけお聞きします。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

委員さん御懸念されておられます災害時のことにつきましては、基本計画の中にも地域の災害拠点ということで記載もございますので、おっしゃっていただいたことを十分検討して設計のほう進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

私もこの二見のことについて伺いたいんですけれども、本来校舎を建てる予定であった平地、それプラス山林を買わなくてはいけなくなってしまうという、これある意味、買わされるみたいな面があるんだとは思いますが、ただ、教育委員会のほうでもその辺については随分努力していただいて、結局こういう結果になったというようなことで、こ

れはやむを得ないのかなとは思いますが、先ほど福井委員のほうからありましたけれども、今の平地部分だけでは足りなくなるんじゃないかと。それに対して山地の部分を使えるようにしていくというような話がありましたけれども、そういうふうな、せっかく買うんだったらそういったことの有効な使い方も考えていただければと思うんですが、その点については意見だけ言わせてもらいますけれども。

もう一つ、この二見のことについて、小・中の連携を前提とした学校運営について検討していくというような記述がございました。今、小学校と中学校、縦に建てるというような話がありましたけれども、ただ、そうすると本当に本格的な連携の形になっていくんだと思うんですけれども、そこら辺についてはまだまだ十分に検討していく必要があると思うんです。やはり校舎としては明確に、まずは小・中は区別されるべきなんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりについてはどう考えていただいていますか。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

校舎とか具体的な配置につきましては、これからの設計で進めていくところではございますが、やはり小・中の連携というのを大前提で考えておりますので、そこら辺が図られやすいような校舎というのを考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

せっかく同じ敷地といいますか、ところに建つわけですから、そこら辺の方向は研究していく必要があるんだとは思いますが、具体的に進めるというよりも。そういう面で小・中の連携の可能性というか、考える必要があると思うんですけれども、ただ、どうして小・中の連携が必要なのか、一番基本的なことについてどのように目的を考えていただいているのか、それについて伺います。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室副参事。

●中野学校統合推進室副参事

楠木委員の御質問にお答えいたします。現在、二見浦小学校、二見中学校、それぞれの学校で教育を進めておるわけなんです、小学校から中学校へそのまま進学をされるというお子さんが大半だと思います。その部分につきまして、小学校で学んだことを引き続きまた中学校でも同じようにして地域で子供たちを育てていくというふうな部分での連携の必要性というようなことを考えております。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

そうすると、まだ具体的に小・中で共同でカリキュラムをつくるとか、そういったことまでは考えていただいていないわけですね。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室副参事。

●中野学校統合推進室副参事

具体的な内容につきましては、今後小学校と中学校のほうで検討いたしまして、同じ敷地内にあるというふうなことの利点を生かしまして、連携の柱のほうを決めていただいて、よりいいものをこの後検討していくというふうなことで、ですのでまだ具体的なものにつきましては今後ということになります。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

連携するときの中1ギャップという問題が時々出されるんですけども、これ国立教育政策研究所の研究で特にそれがあるとは考えにくいみたいな報告もあるんです。だから、そこだけじゃなくて、もっと今言われたような連携の仕方というのをさらに具体的に一緒につくっていく中で研究していただければと思います。ありがとうございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

割とたくさんありますが、いいですか。

◎浜口和久委員長

暫時休憩します。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を続けます。

野崎委員。

○野崎隆太委員

僕はまず、みなと小学校のスクールバスのほうでちょっとお伺いをさせていただければと思います。今回、バスとタクシーということではちょっと出てきたんですけども、少しこの考え方について教えてほしいんですけども、まず今の時点で公表できるかどうかは別として、予算額ってどれぐらいになるかとか、そんな何となく概算でこれぐらいかかるんじゃないかというのがもしあれば、もし公表できないようだったらそれはそれで言うていただければ構いませんので、教えてください。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

スクールバスのほうですけれども、バスとタクシーと合計でということでは約1,300万円程度になるかと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

1,300万円程度ということは、一人当たり1万円ちょっとぐらいはするかなと思うんですけども、もうちょっとか。このスクールバスというか、こういったほかの地区でもそうなんですけれども、これについてちょっと教えてほしいんですけども。学校統合をした直後に今までの住んでいるところから学区が変わったもので少し距離があるから、経過措置としてスクールバスを出そうというのはこれ、わかるんです。ただ当然ながら、伊勢市はスクールバスを走らせているところそうじゃないところとあって、その中で児童一人当たり幾らをかけるかというのはある程度は公平でないと思うんです。例えば、今回のみなと小学校にしても、ほかの地域でもいいですけども、新しくこの学区の一番端っこに引っ越してきた人がいたとして、その人のためにじゃあ新しくタクシーを出そうかというような話の予算措置がとられるとすれば、それは僕は極めておかしなことだと思っております。それは当然、水道でもそうですし、全く水道がついていないところに家を建てたときに誰が引くのといったときに、全部自分で引くケースがあるのと同じで、スクールバスにしてもタクシーにしても、あくまでも今住んでいる人の話ならわかる。もしくは、今いる子供の話ならわかる。だけれども、新しく来た人が事業対象になるというのは、少し公平性という観点から見ても費用負担の公平性から考えても、ちょっと理解がしづらいところがあるんですけども、その辺りどのようにお考えですか。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室副参事。

●中野学校統合推進室副参事

野崎委員の御質問にお答えいたします。同じ対象地域に在住する児童というふうな考え方ができますので、居住の時期についてはそれにかかわらず、やはりスクールバスの対象というふうにして考えております。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

僕が言っているのはそういう話じゃなくて、これを経過措置にするべきだという話を正直しております。というのも先ほど言ったとおり、雨の日であれば例えばうちの小学校の小俣中学校の保護者でも当然ながら自分の車で送っていつているときはあるわけです。距離がちょっと遠いところだと自分で毎日送っていつている保護者の方の話も聞いたことがあります。それはそれで勝手にやっといてくれという話だったらそれでもいいんですけども、そういうことではないと僕は思っているの、やっぱり一人当たりの児童にかかるべき費用負担の公平性というのは僕は見るべきだと思っておりますし、ごめんなさい、さっき一番最初、一人当たり13万円ですね、年間かかるので、合っていますよね、1,300万円の、単純に100人ぐらいで割ると、89人だともうちょっと高いか。13万円以上かかる計算になるので、この子らだけ余分に13万円もらっているんですよという話になりかねんと思うんですわ。

なので、しかもそれが新しく明らかにスクールバスの対象とか、もしくはタクシーのコースから外れたけれども遠いところに家が建ったときに、じゃあどうするのかという議論は絶対に出てくると思うので、本来であればやっぱり僕はこれ経過措置という考え方をすべきじゃないかなと。いずれこのバスはなくなりますと、近い距離に住むべきじゃないかというような議論をしていくべきじゃないかなと思うんですけども、でないといよっとするとこれ、そのうちいずれ一人の子供のために年間数百万円の予算を払うことになるかもしれんのですけれども、それどう考えていますか。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室副参事。

●中野学校統合推進室副参事

すみません、幾つか御質問の内容、ことからひよっとして外れたら申しわけございません。一人になったらというふうなお話ですけども、現状でも対象の児童数に応じてバスという形から例えばタクシーというふうにして、その運行方法についてはまた変更していくというふうにして考えております。あと、今回の統合に当たっての通学路を検討した結果、

地理的要因とか、また、通学面の安全性とかを含めて総合的に判断をしてスクールバスの対象地域のほうを設定いたしましたので、やはりそこに住むお子様たちが学校に安全に通うためには、というふうなことでそのスクールバスについては必要だというふうにして考えております。

◎浜口和久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

今言っている通学路の安全を確保するということは当然、僕は理解をしています。少なくともさっきも言ったように、今現時点で通っている、もしくは統合された時点でそこに存在をしていると言うと失礼かもしれませんが、存在をしている子供に関して、児童に対しての措置はすべきだと僕も言っているんです。

ただ、それから先は経過的になくなっていくよということを事前にアナウンスをしておけば、例えば新しく家を建てるときにもそれを考慮して家を建てることのできるかもしれないし、その分だけ伊勢市の財政が助かるのかもしれないし、まちの形が変わるかもしれないということをやはり教育委員会といえども、どういうふうにこれから財政的にも厳しくなる中でやっていかなきゃいけないかな、もしくは住民に対してリスクを事前に周知をしておくことは僕は必要かなと思っているので、むしろこれ本当にずっと続けられるのかというのが正直言って僕は疑問もありますし、そういった意味で本来はこれは経過措置にすべきじゃないかなというふうに思っております。

この御答弁、どなたができるかという話はわからないので、もう難しかったらここで結構なんですけれども、ただ僕としてはやはりこれは未来永劫続くものというわけではなくて、やはりある程度学区の端っこに住むのにはこういうリスクがあるよとか、もしくはこのタクシーというのはある程度人数がそろわないと予算措置的に難しい可能性が出てくるとか、ほかの地域から言わせれば私たちは自分たちで自費で送っていつているわという保護者もいるということだけは認識をしていただいて、本当に措置を全てやっていることが全市を見たときに公平なのかということにはちょっと視点として持っていたきたいと思えます。

御答弁ありますか。どなたか。もし御答弁がなければこのままいきますけれども、よろしいですか。

◎浜口和久委員長
御答弁。
事務部長。

●大西事務部長

私ども今現在、統合に関しましては基本計画にのっとって進めさせていただいております。委員の御意見いただきました。今後、計画の変更等も考えていくこともございますので、その点留意させていただきたいと思えます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、わかりました。13万市民全員が納得するような統合に向けてできればいろいろ進めていただければと思います。

同じような視点で、先ほどの二見の小学校のこともお聞かせいただければと思います。適地のあるなしというのは当然ありますし、場所がここしかないというような話であれば仕方のない側面もあると思うんですけども、この5億円という、今回取得費用5億3,600万円という取得費用が上がってきたときに、当然ながら先ほどと同じ話で、他地域から見たときにこの取得費用がどうなのかという視点は、本来は全市的に僕は議論をされるべきではないかと思っております。

例えば、言い方として適切かどうかは別として、二見の地域は5億3,000万円かけてもうたんやで、小俣の地域は人口はこれだけいるから生徒の数もこれだけなので3倍の15億円ぐらいまでは使えるわというような話になりかねないと思っています。それは当然ながら、住民側から見たときに、公平性を見たときに、それぐらいのお金をうちにもかけてほしいという声が出てくるのは当然だと思っています。

その中で、5億幾らが高いかどうかという議論をするときに、まず一つ目が事業ですね、この二見浦小学校、中学校と保育園の整備の全体事業費というのがわからないと、正直この5億円の取得、先ほどきょう了解をいただければと言われましたけれども、これが高いのかどうか、事業の中で適正かどうかというのもわからないと思っています。

というのも、端的に申し上げますと、例えば総事業費を極端なことを言って25億円で見たときに、この土地に5億円使ってしまうと残り20億円しかないのもそれで学校を建てるかというような議論になると思います。これが、例えば逆に50億円あるのであれば残り45億円で建つことができるという話なので、それなら学校も建つかもしれないなというような議論になるかもしれませんし、この5億円だけ見てきょう了解をしろと言われてもちょっと難しいところがある。総事業費全体がわからなければ賛成も反対も言うことが難しいと思うんですけども、当然それは伊勢市の財政の方からの御答弁なのかもしれませんですけども、二見地区の小中学校と保育園の整備のこれの全体の総事業費がもし今考えていることがあればお聞かせをください。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

私からは小・中学校の移転の経費に関する全体総事業費の目標として55億円というのを目標にしておるところでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

保育所3園の統合につきましては、現在、設計、建築ともに合わせますと8億5,000万円程度の見込みでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

つまり全体で63億円費用がかかってくるという理解だと思うんですけども、素直な感想を言いますと、きょうこの場で了解をいただければというような話がありましたけれども、63億円かかってくるという話がきょういきなりぽんと出てきて、当然ここは教育民生委員会の場ですけども、それぞれいろんな議員、うち以外にも十数名の議員がいる中でこの数字をぽんと聞いたときに何の意見も議論もなく、きょう進めていいのかというのは僕はちょっと疑問が本音を言うとあります。

それはやっぱり63億円という数字は、過去学校建設で、保育園も含んでいますけれども、余り聞いたことがない数字だと思うんですけども、この伊勢市でも一緒に建てるとは言ったものの一番今まで事業としては僕は大きいんじゃないかなと思うんですけども、ちょっと聞いた金額が大きかったので少し驚いているところもあるんですけども、63億円か。

ちょっと委員長にお伺いしたいんですけども、きょう了解をとるというような話が、きょう了解をいただければ進めたいというような話が。

◎浜口和久委員長

今後のスケジュールといたしまして、土地売買仮契約の締結を11月中にしたいというふうなことでございまして、市議会定例会に議案として市有財産の取得についての提出というふうな形になっておりますので。

○野崎隆太委員

了解というのはどういう形でとられるんでしょうか、これ。63億円という金額も含めて、全部まるっと飲み込んで了解という話になるのか。

◎浜口和久委員長

いや、これは土地取得に関する了解ですね。この部分、こういうふうな計画があります。その中の土地取得に対して三交不動産さんと契約をこうやって結びたいというふうなことで5億3,600万円というふうな形が出ておりますので、それに対しての了解というふうな形であると思います。

どうぞ、野崎委員。

○野崎隆太委員

例えばですけれども、本日、採決があるわけではないと思うので、了解の形はどこでどういう形でとられるのかというのが、当局のイメージと委員長のイメージと委員会のイメージとそれぞれあると思うんですけれども、もしくはひょっとすると議会全体のイメージとあると思うんですけれども、そのあたりはきょうの議事においてはどのような形で整理をするのかをちょっと教えていただければと思います。

◎浜口和久委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

◎浜口和久委員長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長。

○中山裕司議長

これ議会前にも説明を正副議長で聞いたんですけれども、そのときも御指摘申し上げたけれども、全く今の当局側の説明は統合の基本的理念が全く示されておらん。なぜ今回、これほど金をかけてこの統合をやったのか、その統合の理念というのが当然、統合計画の中にその理念があるわけでしょう教育長、この理念が。なぜ統合しなければならなかったかということなんですよ。

それは、担当者にしてみれば、話を聞いておると土地の買収の金額は後で言いますけれども、あなた方は担当で統合を早くやりたい、一日でも成就させたいという思いが強いからこそ対三交に対しても弱腰の交渉しかできていない、これは。幾つか事例ありますよ、今申し上げますけれども。

だから、今回の平地の部分が実際のここに示されているように山林の部分よりもずっと多いわけでしょう、これ、今の。そのときにも聞いたけれども、果たしてこの山林が、現地、あなたは見たかと。でこぼこがあって整地をしようと思うとどれだけ工事費がかかるんやと、これも計算に入れておるんかと。だから、足りない部分は山林を崩して平地にします、結構なことですよ。しかしながら、ここでいう、坪じゃないですよ、平米1,000円ですよ。だからその1,000円でも高いぐらい、私から言わせれば。平米1,000円、これは坪単価3,000円なんですよ。

これは一つの事例を挙げるということになりますと、これは三交も民間事業ですから非常に厳しいけれども、この何十年、40年前、35年ぐらい前に、今現在もある大仏山も三交が持っておって、火葬場が今現在ありますよ。あの火葬場を小俣町が中心になって今の小俣町の小林町長が三交との交渉、私らも参加しましたけれども、三交の交渉に行ったときに、三交が同じ条件で周辺の山林を買えと、買うてくれという話があったんです。しかし

ながらそんな余裕はないと、だから火葬場だけの面積だけでということで最後までしたら、やっぱりそれで妥協しましたよ。だからそういう事例があって、あそこの今現在の言うておる土地なんていうのは価格があつてなかったんですよ、買収の当時は。だから向こうが言われるままに、だから誰かに聞くけれども、誰がこの対用地交渉に当たっていたんですか。誰か責任ある者が行っておるんですか、それは。誰が交渉に当たっている、統合の誰やらさん。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

○中山裕司議長

そうそう、あなた。誰がこの今の対三交の交渉に当たっているか。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

交渉に当たりましては私、もちろん、あと事務部長のほうも一緒に行っております。以上でございます。

○中山裕司議長

こんなこと言ったら失礼やけれども、あなたただけでは役不足で、こういう用地交渉にあなた方というのはやっぱり役不足ですよ、これは。やっぱり責任あるもの、やっぱり教育行政だったら教育長ないしは市長、そういうところが三交と向かい合って、伊勢市の財政の現状を訴えながら、交渉というのはそうでしょう。言われるままに、はいそうですかと、欲しいがままに、欲しいから、あなた方は欲しいということをもう相手方に見破られておるわけ。そんな弱腰の交渉なんて土地交渉でやっておったら向こうの言いなりですよ、価格は。そうしたものは。あなた方は何も抵抗なしに5億円要ります、何億円要りますと、5億円という金、俺見たことないよ、1回も。見たことあるかな。簡単に5億円要ります、6億円要ります、4億円要りますって、言葉では簡単に金額は言うけれども。

それともう一つ、これ矛盾しておる。今回の先ほどの野崎委員が言っているように、バスで送迎するとこんな矛盾、今現在、国道以南のところの小木町地域、この地域は今現に国道を渡って神社へ通っておるわけでしょう、これ。なぜ少しだけ距離が長いのにバスで送迎しなきゃならん。こんな矛盾した話がありますかこれ。大湊だってそうでしょう。端から端まで行ったとしても、今の話やないけれども、それほど大きな交通障害があつて子供たちの危険を損なうようなというようなことが現実的にあるんかどうかと。だから、バスで送迎しなきゃならんと。だから、こういうことをすると、新しいところになると、今の話やけれども、バスやタクシーで送迎する。じゃあ、しないところはそのままとって、先ほど野崎委員が言われたようにそういうような格差が生じてくるじゃないかというのが今の話。こんなことをしておると、統合しないところはそのまま置かれて、もっと子供た

ちの通学に危険を伴うようなところで、今の話やけれども、徒歩通学しなきゃならん。こんな矛盾が今、果たしてありますか、これは。あなたたち今の話やけれども、誰の立場でものを考えておるか。子供たちの危険を守るといふ、危険を除去するといふ立場で考えておると違いますか、それは。

だから、私は自分が偉そうなこと言うんやないけれども、今の明野小学校を建設したのは、私が42歳のときに初めて町会議員になったときに、特別委員会を設置してその委員長になって、55年に開校したときに、あそこは御承知のように近鉄が走っておって、近鉄以北になるのか、近鉄から向こうの自衛隊のほう、あれを近鉄をあれするのに、こんな危険なことはない、もし死亡したときに誰が責任とるんやとって住民説明会に行ったときにそういうような話がありました、ようけ住民の中から。だから、その時に私と教育長が現地を回ってその説明会に行ったときに、あなたたちは何を言っとるんやと、その新しい独立した小学校が必要なのか必要でないかと、その必要性があなたたちが認めて新しい小俣小学校の肥大化した小学校を分離してやっぱり小学校をつくって教育効果を上げていくということが目的やないかと。だから、何が必要なのかと云うたら、そういうようなこと。そんな危険を感じながら通学することも教育の大きな一貫やと。自分の命を守るといふことも非常に大事なことやないかと、子供たちが。そんな家庭教育をあなたたち、皆さん方しておるのかと。踏切を渡るときには一旦とまって確認して渡るといふようなこと。だから、ここ40年もたったけれども、あつてはならんけれども、1回もそういう事故は起こっておらない。それがしかしながら、それがためにそれでいいのかと云う。だから一番初めに手がけたのは学校建設と並行して通学道路の整備を全部やりました。明野小学校のときには子供たちが安全に通学ができるように全部通学道路の整備をやりました。これが本来的な、バスで送迎するとかそういう過保護的な、こういうものが教育なのか、私は違うと思う。本来そういう危険を感じながら、その危険を自分たちでどういふふうで防いでいくか、どういふふうで防御していくかと、これが大きな教育の一環でもあると私は思う。

こんな今の矛盾した、何がバイパスの以南でタクシーを使わなきゃならんのか。なぜ、大湊のこのところがこれだけ来るところにバスで何回も往復で送迎しなきゃならん。それは先ほど冒頭申し上げたように、統合の理念、この理念に立ち返ってもう一回きちっと考えるといふこと、考えなければこんな。

それと対三交交渉といふのは、あの山林、私が聞いたとき、後で自分も見てもないし物言えんと思つて見てきたけれども、あんなもの工事かかる費用思つたらどれだけ金かかるかわからん。それを平米3,000円。平米3,000円なんていうたらすごい値ですよ、これは。あなたら、買えと言われたら買えるか、そんな金。あの山林が何ぼ欲しいと言いつつながら。だから、そんな弱腰の交渉をして、相手に見透かされておる。だから、あんならでは役不足、交渉不足。もっとやっぱりちゃんとした人が交渉に当たらなきゃならんといふ、これだけ言うておきます。何か答弁あるんやったら答弁。

◎浜口和久委員長
事務部長。

●大西事務部長

いろいろ御意見をいただきました。私ども課長も含め、室長も含め、何度も交渉に当たってきております。弱腰ということも言われましたが、理念……

○中山裕司議長

あんたに言うとなのと違うやないか。さっきのあれは私と部長とが交渉に行ってきたと言うておるやないか。

●大西事務部長

はい。私も室長も含めて交渉に当たった経緯……

○中山裕司議長

さっきの答弁はうそ言うておるのか。

◎浜口和久委員長

いえ、学校統合推進室長と事務部長で。

○中山裕司議長

市長なんていうのは一言も出ておらんやないか。教育長も出ておらんやないか。

●大西事務部長

いえ、室長。すみません、言い方があれでしたら申しわけございません。私どものほうで交渉に当たったのも回数も結構ございます。弱腰という言葉もいただきましたが、統合というところの大きな基本計画に沿ったところも多分ございますので、一つは通学の関係、それから山林の関係ということですが、交渉に当たりまして相手方との中でどうしてもということのできなかったところが山林でございます。それから、通学に関しましては地域の方々も含めて検討をいたした結果でございますので、御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○中山裕司議長

御理解って、御理解できやんから質問しておるんで、あんたの答弁なんて、答弁にも私から言うとなっておらん、それは。

◎浜口和久委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時48分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
事務部長。

●大西事務部長

通学路の件に対しまして、みなと小学校に関しましても地域の方々に準備会等を立ち上げていただき、これまでも種々検討いただきまして、その都度委員会のほうでも御意見等賜りながら進めてきたところでございます。基本に沿ったところでこれまでも進めてまいりました。ですので、今回こういう御提案になったところではございますが、議長からの御意見もいただいております。今後、基本計画の考え方がどうやというところにも絡むというふうに思いますので、今後、少子化の進む中で基本計画自身の見直し、変更等も議論の場が必要ということでございますので、これまでの計画も含め、今後進めていく中で地域の御意見、議員の皆様方の御意見も踏まえながら、通学バス・タクシーに関しまして考えていきたいというふうに思います。

それから、山林の用地交渉に関しましては、私どもでは役不足という御意見もいただいております。7月にはなりますが副市長のほうにも三交と協議いただきまして本日を迎えたところでございます。そういう経過もございますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この問題でちょっと自由討議しませんか。

◎浜口和久委員長

そうですね。御提案がございましたので、説明に対しましての発言はこれで終わります。そこで、次に委員間の自由討議をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

それでは、委員間の自由討議を行います。
楠木委員。

○楠木宏彦委員

まずこの問題ですね、統合そのものについて私は異論もありました。非常に小さな学校でそのまま複式学校もやりながら経営している学校も地域によってはあります。だから、その辺についてはどうなのかなという疑問も持っていたんですけども、ただ、私がこの議会に来たころにはもう既にその方向に動いていましたものですから、だったらやっぱりその方向でよりよいものをさらに考えていくと。それで、人口の問題、子供の数が減っているという問題もあるけれども、また随分当初の計画とは違ってきているみたいなものです。

から、それについては今後きちんと協議をしていかなくちゃいけないと思うんですが、そういうことなんですけれども、統合そのものについては。

先ほどスクールバスの問題で議論をされていましたが、これやはり公平性というのはこの子供に幾らかけておる、この子供に幾らかけておる、だから同じじゃなくちゃいかんという話じゃないと思うんです。例えば、障がい児が入学してくると、その子のためにエレベーターつくるし、いろいろちゃんとします。それは当然なことで、だから結局問題は義務教育ですから、そこに全ての子供が平等に教育を受けられる権利を認めなくちゃいけないと。そのためには、子供によってはお金かかる子供もいるしかからない子供もいる、それはそれでしょうがないわけで、平等に公平性といったときには、教育を受ける権利について公平なのかどうなのかということを考えなくちゃいけないと思うんです。

だから、スクールバスについてはそここのところはどうかなと、先ほどの議論については思うんですが、ただ、スクールバスを使うことについても随分議論ありましたけれども、一つ一つは確かに私が子供のころというと4キロも5キロも通っていた子供たちもいました。だけれども、今時代が違うということもありますし、それから車が多い、そしてまたあるいは不審者の問題なんかもあったりするものですから、これは適切な措置じゃないかなというふうに思うんですね。

校舎の建設費用の問題については、これはこれから議論していかなくちゃいけないと思うんだけど、校舎そのもの、この間できている校舎を見ると随分金かけ過ぎとるなというところを中学校なんかについても感じるんです。もうちょっとその辺については議論もしていかなくちゃいけないし検討してもらわなくちゃいけないと思うんですけれども、どういう感じですか。僕はそういう考えなんですけれども。

◎浜口和久委員長

他に御発言はございませんか。

藤原委員。

○藤原清史委員

このスクールバスについてですけれども、不公平、公平とかということ以前に子供の安全のことを考えて、これみなと地区の方、旧菊川鉄工所のところの橋のところ近辺でも私ら車で通るときに人とかお年寄りとか子供たちが通るときには怖いというか、やっぱり注意せなあかんという気になって、ちょっとあそこら辺危ないんですよね。ましてこうやって学校変わったばかりで慣れんこともあると思いますし、バスを出すということは私は一応賛成させてもらいたいなど。23号線を渡るということもそうですよね。確かに神社との距離はそんなに変わりませんが、やっぱりその辺、子供たちの安全ということを考えて私は賛成してあげたいなと思っています。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

久保委員。

○久保真委員

二見の件について話を聞かせていただいたんですけども、野崎委員やないですけども、土地は5億3,000万円、これいろいろ資料出ていますんで聞いていました。総建設費の予定というのは幾らですかと事前に聞かせてもらったら、これはわからないというような話で教えていただいたんですが、55億円という数字が今出てきましたんで、ちょっと私も驚いているところであります。それ以前に桜浜48億円、宮川36億円、このみなと小学校についても宮川の中学校よりも大きく上回るというような話を聞いております。

これ、この後またいろいろと統合校というのは計画があると思うんですけども、やはり高額な建設費用、何とかもう少し財政のこともあるので抑えていただいて、また1期、2期というふうに工事が進んでいくと思うので、下げていかないと次の段階へ進んでいけないと思うんです。もう少し建設費用、できるだけ抑えていただけるように私はしていただけるといいんじゃないかなというふうに思って、ちょっと話をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

◎浜口和久委員長

他に御発言は。
宮崎委員。

○宮崎誠委員

では、私からも意見を述べさせていただければと思っております。まず、みなと小学校へのスクールバスの利用ということで、これについては私も賛成の立場もありながらも、やはり議長が申しましたとおり、強靱な体、そして安全面への配慮を自分から学ぶということも大事な要因の中にあるかなと思っております。ですので、野崎委員のほうからも御意見ありましたが、今後、もしくは少子化によってバイパスよりも南側だったりとかそういうようなところも小学生、児童が減ってくることも懸念されます。その懸念については日々先を見ながらどうしていくのかということも検討段階の一つに入っていくのかなと思っております。

議長からの意見もありました。明野小学校のときに、やはり近隣の通学路の整備をするという意見もございました。そこで考えますと、大湊川を渡る際の道路の歩道のあり方だったりとかそういったところも全部含めて、今後議論していく必要があるのではないかと。現在も通学路という形で、大阪でありましたあのブロック塀の話だったりとかそういった事故に関してもさまざまな議論をいただいて、今通学路の検討も多々していただいたと思っております。でもやはり見えない部分、大勢で通ったときにどうなのかということもありますので、その辺についてはやはり小学生、児童の安全を配慮と、そして安全への自分から率先して確認をするだとかそういった経験も必要だと思っておりますので、スクールバスのあり、なしの問題ではなくて、やはり通学路を通る児童がどう対処できるのかということも研究材料に含めて検討していくべきかなと思っております。

もう一点が二見中学校と小学校の統廃合という形で土地の取得とありますが、今回山林を買うということで、私もちょっと懸念していた材料の一つです。その中にはやはり、小学生や中学生がこの山を越えてもし事故に遭った場合とかそういったことも配慮の一つに

入ってくるべきかなと思っておりました。実際、設計段階で柵を設ける、設けないという話も出てくかと思っておったんですが、今回実際にいろいろな立場で考えますと、自然を利用した教育ができるできないとか、そういったことも考慮して購入に至ったのかなと思っておったんですけれども、そういったところ、どういった利用の仕方、購入に至ったとしても、今後どういう活用ができるのかということも議論の対象にさせていただけたらと思っております。以上です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほど来、私の質問から端を発したところがありますけれども、スクールバスの話とこの小中学校の費用の話から、幾つか自由討議をしていただいておりますけれども、まず1点目として、先ほど来、自由討議の中で危険箇所の話であるとかちょっとそういった話が幾つかありますけれども、その話をしてしまうと僕は正直なところ迷路にしか入らないと思っております。

というのも、例えば小俣の地区で考えたときに、じゃあ不審者のメールの件数を数えたときに何日に1回来ているのかということを守護者である私であったり宮崎委員なんかは恐らくよく知っていると思います。そうすると不審者出ているからそれはほっとくのかという議論をここで始めてしまうと、じゃあ明日からバスを走らせますかみたいな話になりかねない。それは、じゃあほかの地区ではないのかとなると、全ての学校、全ての学区でスクールバスを走らせるしかなくなると僕は正直思っております。

そのために、先ほど宮崎委員がおっしゃった教育であるとか通学路の整備であるとか、もしくは今も既に見守りとか数多くの方がしてくれていますけれども、そういったソフト面も含めてやっていくような話なのかなと思っております。

ただ今回に関しては、このスクールバスに関しては、通学の単なる危険を守るという話じゃなしに、本来通学の距離が長いからどうしようかというときに、通学時間を考慮してバスを出そうというのがもともとの一番の視点のはずなので、しかもその中で危険箇所も確かに存在をする。でもそれは、さっきも言ったようによその学区であれば危険箇所が存在しないのかといったら絶対にそんなことはないので、であるなら短い距離でもバスを出したらいい、短い距離でもタクシー出したらいいと思います。たまたま家の目の前に交差点があるというそれだけで危険箇所かもしれないので。

そういった意味から考えて、それで先ほど私は最初の時点で、今の時点で学校の統廃合によって迷惑をかける可能性がある世帯であったり児童に対して、この計画にやっぱり御協力をいただいている部分はあるので、ある程度の経過措置としてスクールバスを出すということに関しては私も最初から反対の意見は恐らく言っていない、今の時点でも反対はしておりません。当然、費用、予算の面もあるけれども、そこはある程度統廃合に協力をしていただいております地域であったり、本来はこういう住環境に住みたかったという形で引っ越してきた方に対しての配慮というのは僕は必要だと思っております。

そういった意味での行政努力だと思っていますので、私は先ほども意見としては言いましたけれども、やはりこの問題に関しては、経過措置としてこれからどうしていくべきなのかというような形で、当然、他の地域からの不公平感が出ないというか、単に費用面だけじゃなくて、先ほどの危険箇所ということも含めてですけれども、あそこだけバス出していいよなというようなことを言われたいような形はやはりとっておくべきじゃないかなというふうに考えております。

もう一点の二見の小中学校とそれから保育園の統合に関してなんですけれども、先ほどちょっと素直な感想という形で言わせていただきましたけれども、この55億円とプラスして8億円という63億円という数字が、先ほど久保委員もおっしゃったとおりですけれども、本日初めて出てきたところがあって、実際、この計画がそもそも妥当なのかどうなのかというのが恐らくこの委員会以外も含めて多くの議論がある数字というか金額ではないかなというふうに思っております。

これは当然、安全のことは考えなきゃいけないくて、第一に優先に考えないかんけれども、それと同時に実際にこの63億円という金額を負担して、この後行政がやることを含めて、ひょっとするとこれだけの金額をかけるなら別の場所があるんじゃないかというようなことも確かめることもあるかもしれませんし、そういった意味でちょっと本日了解という話がありましたけれども、これは私、あくまでも自由討議の個人の意見ですけれども、会派の方にも当然聞いてみないかん数字かなと僕は思っております。なので、きょうこの場でどのような形で了解をという形で当局の方が考えたのかちょっとわかりませんが、ちょっとこの数字とこの計画に対してどう思うかというのは少し留意をいただきたいというのが僕の意見です。以上です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

まず、スクールバスの件ですね、先ほどの件で安全面というののもかなり言われております。それは確かに私も思います。私たち二見の場合でも2キロ以上、かなり小さい頃歩いていました。そのときは集団登校という形で行きました。この大湊の場合、集団登校した場合にそれがいいかどうか、その場合、歩道等の整備等はやはり深く考えないと、ばらばらで行って歩道もないようなところあったみたいなのがあってはいけないことなので、このスクールバスでやるということ自体、当面そういう危険部分も多いということですので私は反対しませんが、将来的にはそういうスクールバスをなくしてもいけるようにできるものか、そういうことも考えながら進めていただきたいなと思います。そのときにも安全性、見守り等の協力もいただきながらと思います。

それと二見の統合についてなんですけど、やっぱり東南海地震、その面からいくと二見の場合はほとんど平地の部分で海拔2メートル、3メートルみたいなところばかりです。そして、中学校自体は海岸の真横にあるというようなことで、やはり十何メートル津波が来たらもたないだろうというようなこともありますので、やはり高台移転というのは住民の

以前からの要望もあった中で、その高台の近くへ建てるといふ部分もありますけれども、とにかく高台にすぐに避難できるような場所といふ中で、今回空いている三交不動産の土地があるといふことで高台移転といふことになったわけですが、この山林の部分について今、いろいろ皆さんの意見がございます。

その山林をうまく利用できないかなといふことも、今後考えながらといふのは、例えば鳥羽の安楽島のホテルなんかは傾斜面なんかにはホテルを建てたりしていますよね。だから、山林を全部削らなくても一部前の部分が平面で後ろの方が山のほうにかかるような校舎の建て方等もできるかと思ひます。そういう利用をすれば無駄な金も使わなくて済むだろうといふことで建築なんかはやはり必要以上に金をかける必要はないと思ひます。豪華なものをつくる必要はないんですけれども、だからなるべく金額の面については削除できるところは削除しながら効率的にいいものをつくっていただければと思ひますので、そういう建築の面についても考慮していただければ無駄な金を使わなくても済むようになるんじゃないかなと思ひますので、その辺について設計についても考える必要があるんじゃないかと思ひます。以上です。

◎浜口和久委員長
辻副委員長。

○辻孝記副委員長

私も自由討議に参加したいと思ひます。始めのスクールバスの関係につきましては、これは当時の統合を決定した段階で、大湊小学校とそれから神社小学校が統合するといふ地域の方々も含めてですが話をしていく中で決まってきた中で、遠方の子供たちをどうするかといふ議論の中で、距離も含めてですがスクールバスを出すといふふうな話が以前から進んでいたと私は思っております、ある意味では時代背景も変わってきておりますし、環境も変わってきている中で、先ほどの議長等のお話の中で体を強靱にしていくといふことも僕は大事だと思ひますが、ある意味では仕方がないところもありまして、スクールバスを走らせるのはしょうがないといふふうに私は思っております。

野崎委員の話の中でもありましたが、経過措置だといふふうな形を考えるべきじゃないかといふお話もありましたが、これもそれを経過措置といふふうにとつてしまいますと、僕が心配しているのは、少子化がどんどん進んでいくとまた統合始まらないかんことが起こったときにまた同じことを議論せなあかんことが起こってくるんじゃないかなと、私は反対にそれを懸念する部分があります。その辺のところを考えると、スクールバス、一旦走らせてしまえば、当然なかなか止めることは難しいかといふふうに私は思っておりますけれども、その辺のところはこれからまた先々もしそういうことがあれば議論していけばいいのかなといふふうに思っております。

それから、二見のほうに関しましては私もこれちょっと言いたかったことがありましたので、私もこの購入費用に関しましては余り解せないところがありましたのでいかなものか。不動産鑑定評価の価格で山林も含めて買わなければいけない、本来であればお荷物山林を伊勢市が買うといふ話といふのは僕も余り好きじゃないんですけれども、本来買うといふことになれば、評価額といふ考え方もあるのかといふふうに思っております。固

定資産の評価額というのが当然全部出ているはずなので、そういった評価額に合わせた購入方法というのも本来であれば考えていくべきだったんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の考え方は何が正しいかわかりませんが、鑑定評価と土地であれば評価額とどちらか安い方を考えていくというのも一つの方法じゃないかなと、議論の中で交渉の中で話が進められたらいいのかなというふうに私は思っていたところでもありますので、その辺の僕の考えだけ皆さんにお聞きしてもらいたいと思いましたので参加させてもらいました。

◎浜口和久委員長

各委員さんからの御意見は自由討議の中でいただいたように思います。その中でスクールバスの件に関してはスクールバスは走らせるということに、皆さんスクールバスは走らせてもいいというふうな形の御意見やったかなというふうに思います。ただ、教育民生委員会の中で通学路を含め、今後検討する余地もあるよというふうな御意見があったことを申し述べさせていただきます。

はい、議長。

○中山裕司議長

先ほど皆さんの自由討議を聞いておって非常に寂しく思ったんですが、スクールバスが主体ではないわけですよ、統合の問題というのは。いかにもスクールバスと皆さん方言われるけれども、私が当初、先ほどちょっと辻委員が言われたけれども、今回の統合の理念が一体何やったんやと、このことをやっぱりきちっと、それがなぜかと言うと少子化に対して小規模校になるとだんだん教育効果が低下をしていくからある程度の規模を持って統合させていく中で教育効果を上げていく、そういうようなことだったかということを進めていった一番原点の理念であったと、それで計画を立てたということであるわけで、それに付随して統合するにはやはり地域住民の皆さん方が納得してもらいやすいような条件をどうせ皆さん方、地域から出てくる、それはやっぱり子供の安全・安心というふうな形でスクールバスとか統廃合というふうな問題、当然これは出てきますよ。

今回はここで議論しておるのはスクールバスだけが問題やないわけです。一番根底になる統合の理念というのは一体何やったんやということをやったり皆さん方がきちっと理解をするということが一番の原点で、時代背景どうのこうのということや皆さん方言われるけれども、時代背景どうのこうのということよりも時代背景ということが今回の統合の理念にあったわけですから、時代背景が。

だから、そういうようなこともきちっと考えていく中で議論をしていかんと何か通学バスだけが何か突出をして、それがいかにも今回の主要課題であるというふうなことの捉え方ということについては非常に私は今回のこの統合の問題を捉えるのにはちょっと寂しいなというふうな感じがすることだけ付け加えさせていただきます。

◎浜口和久委員長

ありがとうございます。きょうはみなと小学校のスクールバスについてというふうな部分での議論をしていただいておりますので、スクールバスについてはこのような形で進め

させていただくと。ただ、教育民生委員会の意見といたしましては、通学路を含め、今後検討の余地があるということだけは皆さんの御意見が合いましたことを申し述べさせていただきます。

次に、二見の小中学校の用地取得についてでございますが、これ1名の方から留意するというふうな形、それからこういった方法でもう少し値段の交渉の経過も見たほうがいいんではないかなというふうな御意見もあったように思います。それで、11月に土地売買の仮契約締結というふうなことでございまして、この締結がちょっとここで採決とれるというふうな状況ではないかなというふうに思われます。

そこで、12月定例会に議案として市有地財産の取得についてが出てまいります。その上で締結というふうな形にはならないんですか。ちょっとそこら辺だけ、すみませんが部長の御答弁いただけませんかでしょうか。申しわけない、自由討議の中なんやけれども、ちょっとそこだけ申しわけないんですがお願いします。

事務部長。

●大西事務部長

私どもの考えといたしましては、今回仮契約に向けまして当委員会で御了承いただいて、後に12月議会のほうに用地取得の議案として上げさせていただきますまして議決をいただければ契約という運びを考えておったところでございますので、よろしくをお願いします。

◎浜口和久委員長

はい、わかりました。それでは、申しわけございません。会議の途中ですが午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時28分

◎浜口和久委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に皆様方に各会派のほうでちょっと意見聴取をしていただきたいということをお願いをさせていただきましたので、その部分について発言をお願いいたします。

福井委員。

○福井輝夫委員

それでは、我が会派の意見をまとめてきましたので申し上げます。土地の価格について妥当かどうかという中で、今現在、宅地等なんかの場合、今のこの土地の提示価格よりすごく高い値段で三交としてはもっと高く売りたいと聞いているという話も出た中で、この価格自体は市のほうが提示した価格だということ、それと奥の山をもし買わなかったら三交としては全然使い道のない山ですから、もし山なしでということになってくれればもっと前の平地の部分も向こうとしては高く売りたいであろうというふうに思います。

現在の宅地の場合、今のこちらの提示価格の3倍ほどしておるということですので、そ

うというような価格としては三交としてはもっと高く売りたいと思っておるといことと、それから二見の今の現状として、やはり津波の被害から子供たちが逃れるということになった場合はやはり高台移転ということになってくると、そういう部分としてはもうあそこの付近しかない。ほかの部分、安い土地を山を買って求めて平地にするというようなことも可能性としてあろうかわかりませんが、それやったらまた逆に高くつくであろうということで、できれば平地のほうがいいんじゃないかということで二見はそういうふう考えるであろうということです。

だから、あそこをこれ以上安くするということをしてくれという交渉をした場合に、果たして三交としてはもっと高く売りたいという話も聞いておった中で難しいんじゃないかと。交渉の結果この値段になったということであれば、我が会派としてはそれを認めていくほうがいいというふうなことでございました。以上です。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

会派の意見といいますか、そもそもは土地の値段を決めるときに、先ほど来、委員会の午前中の中でも言いましたけれども、総事業費が幾らでそのうちのどれだけを使えるかであるとか、実際市の財政の中で考えたときにこの事業はこのままゴーを出して成立をするものなのか、当然ほかの事業と勘案をしてとか、そういうことの議論が本来は必要なんであって、当然ほかにも建てかえなきゃいけない校舎であったりだとか、これから人口がどういう形に増減していくかということも含めながら考えていかなければいけないので、単に二見の地区で考えたときにあの場所しかないものでこれだけお金をかけたらいいかそういう話ではないというふうには私どもの会派としても僕個人としても考えております。

なので、やはり総事業費が出てきたのがきょうだということも考えて、少し金額に対してそもそも5億円使って残りの事業、本当に達成できるのかとか、例えば63億円は高いから、それは40億円以内に抑えろとか50億円以内に抑えろという意見が市民から出てくる可能性も当然あるわけで、そういった意味では単に土地の値段がどうかきょう土地を買うのがどうこうというだけじゃなくて、ちょっと事業をこの金額が出たところで精査する時間があるべきだと思っております。

当然それは先ほども言ったように市民側から63億円が高いという話が出たときにどうするのかと、ひょっとすると学校の統廃合の計画そのものを白紙にするべきじゃないかと。これ人口の話をするつもりは余りないですけども、仮に伊勢市民のうち6万人が反対し出したらどうするのかという議論が当然出てくるわけで、そういった意味では、金額がきょうのきょう出てきたというところで、きょう全てこのまま議論を進めてしまうというのは少し、私自身も市民に聞かれたときに説明がしづらいですし、ちょっととまって考える時間をいただければなと思っております。以上です。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

会派としてということではないんですけれども、部屋でずっと話をしましたが、自分のことしか言えないんだけれども、土地の購入に関してはこれまでこの額にまでするのに随分伊勢市も当局も頑張ってもらっているというようなこともあるし、位置についてもやっぱりここが、先ほど福井委員からもありましたけれども高台ということでもいいんじゃないかというようなことで、その件についてはそれはそれでということになります。

建築費どうのこうの、これはまだ今ここに出てきている問題じゃないので、それについてはさらにこれから議論もしていかなくちゃいけないし、先ほども申し上げたけれども、この間、ずっと物すごく豪華な校舎建てられてしまっているから、そこら辺もうちょっとこれから考えていかなくちゃいけないのかな。それは議会の中でも議論していく必要があるだろうなどは思っています、土地の購入に関してはそういうことです。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

私のところで会派のほうで話をさせていただきました。今回私個人の意見として述べさせていただければと思っておるんですけれども、今回土地取得についてということで、山林の部分も含めて購入になるという話なんですけれども、これをどういうふう交渉したのか、単純に言えば平地を買うだけでは設計上どうしても中学校と小学校を一緒に建設するという形でグラウンドが一つでは足りない、単純に言いますと数倍、今の1校で考えた場合にするとそういった利用価値が出てくるのかなと思っております。

そういったところで山を少しでも削って建築できる範囲を広げるとか、今回二見浦小学校に関してもバスの通学をされているということもありますので、バスのロータリーをできるようなそういった部分も必要になってくるかと思っております。

ということで、今回いただいた説明の中でこの土地が必要になったという必要性についての御説明がちょっと足りなかったのかなと思っております。その辺を含めてもう一度、そういった説明内容を含めていただいた上で、前に少しでも進むような形で議論させていただければという形の意見とさせていただきます。以上です。

◎浜口和久委員長

それでは、藤原委員。

○藤原清史委員

持ち帰って話し合いをしたところ、確かに少し高いんじゃないかという声もありました。特に山林部については高いなという声もあったんですけれども、当局の説明いろいろ聞いていますと、鑑定評価をもって何回も交渉に行ったという話も聞いていますので、これは仕方ないのかなという気もして、うちの会派ではこのままいくしか仕方ないなという話ではまとまったというか、そういう話になりました。以上です。

◎浜口和久委員長
辻副委員長。

○辻孝記副委員長

私どもは今回総事業費のことも出てきましたけれども、今回は小学校、中学校を同時に建てるという話もありますので、過去の事例を考えていっても2校でこれだけの事業費というのはある意味では仕方がない部分なのかなという話が出てまいりました。

交渉もしっかりやってきてもらっているということも伺いましたが、少しでも安くあがっていくのが本来だろうと思いますので、これからは建築費のほうでしっかり頑張っていたきたいということがありまして、できれば前へ進めていただきたいという話になりました。以上です。

◎浜口和久委員長

皆様方の各会派の御意見、また、個人の意見をお聞かせいただきました。

それでは、本日はこの部分につきましてこの程度で収めさせていただいて、11月25日、議会運営委員会終了後、もう一度教育民生委員会を開会いたしまして、二見地区小中学校及び保育所整備に伴う用地取得の土地売買仮契約の締結についてということでもう一度議論の場を持たせていただきたいと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

それでは、異議なしという声をいただきましたので、そのような形でよろしくお願いをいたします。

それでは、この項につきましては以上で終わります。

以上で、「小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について」を終わります。

「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

本件につきましては引き続き調査を継続いたします。

次に、午前中に久保委員のほうから御質問がありましたプールの部分で、当局側から答弁の訂正があるということでございますので、発言を許可いたします。

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

失礼します。先ほど、午前の部で久保委員のほうから受注業者の勧誘について、仕様書に禁止の記載はあるかという御質問をいただきました。その際に私のほうで記載はないという答弁をいたしましたが、再度仕様書を見直してみたところ、仕様書の中に受注者が経

営する事業の勧誘を当業務中には行わないようにするという一文が入っておりました。間違った答弁をいたしまして申しわけございません。ここにおわび申し上げます。今後勧誘に関して疑義が出ないように、次年度も引き続き注意してまいります。申しわけございませんでした。

【子ども子育て支援に関する事項】

〔障がいのあるこどもへの支援について〕

◎浜口和久委員長

それでは次に、「子ども子育て支援に関する事項」について御審査を願います。

「障がいのあるこどもへの支援について」当局から説明をお願いいたします。

こども発達支援室長。

●岩佐こども発達支援室長

「子ども子育て支援に関する事項」のうち、本日は障がいのある子供への支援について御説明いたします。資料5-1をごらんください。発達に課題のある子供への支援につきましては、こども発達支援室に保健師、保育士、教員の3職種を配置し、発達に関する総合相談窓口として、関係機関と連携しお子さんの支援に当たっております。1歳6カ月児健康診査で、言葉のおくれなど継続した観察が必要な親子への支援として、健診後の親子教室や発達検査等を実施し、保健師が継続的な支援を行っております。こども発達支援室におきましても、臨床心理士や言語聴覚士、精神科医師による相談体制を整えております。また、保育所等の集団生活の中で困難さが出てくる子供の特性に気づき、適切な支援を行い、支援を小学校へとつないでいくことが大切です。5歳児発達支援事業として、年中児を対象に発達状況の確認と保護者への助言を行っております。また、小学校での生活が順調にスタートできるよう、入学予定の小学校へ子供の特性や有効な支援について引き継ぎを行うとともに、入学後も状況を確認し今後の支援についてともに考えていきます。

障がい福祉サービスでは、サービス利用時には障害児支援利用計画を作成しモニタリングを行うことで、適切なサービスの利用を勧めています。居宅での介護や外出時の移動支援、施設への短期入所により家族の介護負担の軽減を図ります。また、療育や訓練を行い発達や生活能力の向上を図ることを目的に、児童発達支援や放課後等デイサービスを行っています。

次に、2ページの③日常生活用具等の給付については、障がいのある子供が日常生活の安定や向上を図るために必要な車椅子や補聴器の購入、紙おむつ利用券の支給、機能訓練施設へ通所するための交通費の一部助成等、生活における不自由さの解消と家族の経済的負担の軽減を図っています。

次に、「2 特別支援教育」では、個々の障がいの特性に合った支援はもちろん、ユニバーサルな社会の実現に向けてインクルーシブの視点に立った合理的配慮を進めるなど、特別支援教育は全ての児童生徒にとって大切です。特別支援教育推進事業では、教員や支援者が支援方法や環境整備についてのアドバイスをもらうため、特別支援学校教諭による巡回相談の実施及び児童生徒理解や特別支援教育の考え方を学ぶ講演会などを実施してい

ます。

また、集団活動での支援や個の障がいに応じた支援の充実や合理的配慮のために学習支援員や緊急支援員等の配置を行っています。また、相談機関スマイルで臨床心理士や教育コンサルタントの教育相談を行っています。

次に、3ページの「3 障がいのある子どもの保育」では、集団保育が可能で保育が必要な障がいを持つ児童について、保育所等で受け入れをし、健常な児童とともに保育をすることにより健全育成を図ります。

対象児童の認定については、年2回特別支援保育対象児童の認定会議を実施し、加配対象となる児童について臨床心理士などの専門職と協議し決定します。なお、民間保育施設に対し、基準を超える保育士配置に必要な経費や運営の健全化を図るための経費を補助しています。

最後に、4の日常生活において医療が必要な医療的ケア児への支援として、在宅で人工呼吸器を使用している際に必要な日常生活用具や福祉車両の購入、改造に必要な費用の一部を助成しています。また、関係機関との協議の場であるみえる輪ネットにおいて、地域で連携して社会資源の診断を行うなど、支援体制を構築し、在宅での生活がさらに充実するように努めています。また、医療的ケア児童保育支援事業として、医療的ケアの必要な児童の保育所等での体制を整えるため、加配保育士や看護師の配置及び児童が利用している訪問看護ステーションの看護師を保育所等に派遣し、職員へ医療的ケアの専門指導支援を行っています。なお、入所を決定する前には主治医及び関係機関と情報共有を行い、児童の日常での生活を集団保育の中でも行えるよう十分な協議を行ってから保育所等への受け入れを行っています。

主な取り組みの実績につきましては、資料の5-2を御高覧ください。

以上が障がいのあるこどもへの支援でございます。御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

私からは1件聞かせていただければと思います。2項目めの特別支援教育、この概要の中にインクルーシブの視点に立った合理的配慮とありますが、これについてなかなか聞きなれない方もいらっしゃると思いますので御説明をいただきたいと思います。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

インクルーシブとは包み込む、包括的という意味でございます。ここでは障がいのあるないにかかわらず、さまざまな個性を持つ児童生徒を包括的に取り込み、ともに学びと

もに学校生活を送るということを示しております。そのために必要な配慮を合理的配慮というふうに表現しております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

インクルーシブといふとなかなか聞きなれないということをおっしゃっていただきました。この中で実際に保護者そして教員の方の考え方が違うというところが、ある学校の先生もしくは大学の教授の方がおっしゃっていることでもあるんですけども、障がいのある者、そしてない者、この両者がどういうふうに適応できるのかというのが一番大事なことでありまして、現在、私ども保護者の立場だったりする場合に、どうしても健常者の中に障がい者が入っていく、そういった教室ではないかという勘違いをしやすい場面があるかと思っております。そこをいかに説明していただくかということも大事ですし、そういったシステムを構築するために、今ある教育のあり方を見直さなきゃいけないところも出てくるかと思っておりますので、その辺について今後、こういった方針で行われるのかというのだけお聞かせいただければと思います。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

その点でございますが、やはりインクルーシブということに関する意識を向上させるまたは周知するという意味で、保護者向けの講演会、教職員向けの講演会、学習支援向けの講演会等も行いながら、そして、まず子供たちがともに学ぶという場を広げていくということを考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

教育委員会とそれからこども課にお聞きをしたいと思うんですが、まず教育委員会の関係で特別支援教育の中で学習支援員等の配置というふうにかかれておるんですけども、今の配置の対象の現在の状況を教えてください。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

11月現在で小学校23校に54人、中学校7校に14人、計68人の学習支援員を配置しております。勤務状況としましては、大多数の方が7時間の勤務、その方々には学習支援、生活介助、病気による長期入院を経ての学校復帰に関する見守り等、さまざまな支援の内容を担っていただいております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

学習支援の場合ですと、常に授業のときに特定の子供のところについていなきゃいけないというような問題があると思うんですけれども、それじゃないと意味がないと思うんですが、そこら辺についてきちんと対応できていますでしょうか、この人数で。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

1対1での支援をずっとそのお子さんに一人がつくということではなく、必要に応じて一人の方がいろいろなお子さんの支援に当たるという現状がございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

それは一つのクラスの中で複数の子供を相手にということですね。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

はい、そのような場合もございますし、1対1で1日のうちでこの子に1対1でつくとき、二人に一人でつくときというふうに日々学校の状況によってさまざまでございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

教育委員会ありがとうございました。次、こども課ですけれども、私立保育所などへの

加配保育士、これの経費を補助しているということなのですが、この経費については人件費は丸々100%補助しているのでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

楠木委員の質問にお答えします。人件費につきましては、民間保育施設特別支援保育事業補助金の要項の中で定めております。補助の経費につきましては100%というわけではなくて、対象児童の状況に応じて1対1で保育につく場合は市の嘱託保育士の月額単価18万5,000円、それに入所の月数という形が補助額というふうになっております。

それから、認定会議の中で療育手帳等お持ちのお子様につきましては、2対1というふうな形で認定のほうを行わせていただいておりますので、その中で2対1の場合はその18万5,000円の半額の金額の入所月数の金額を補助額として定めておるということで100%の補助ではございません。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

認定会議でどの程度支援が必要なのかというようなことを認定されると思うんですけども、これについても幾つかのところでお聞きするのは、十分に聞き取ってもらえていないみたいなことを保護者のほうから聞いたりもするんですけども、そのあたりの認定の方法ですね、しっかりと実際の必要に対応できるような、そういう認定をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「障がいのあるこどもへの支援について」を終わります。

〔子ども・子育て支援事業計画の策定について〕

◎浜口和久委員長

次に、「子ども・子育て支援事業計画の策定について」、当局から説明をお願いいたします。

こども課長。

●堀川こども課長

それでは、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画案について」御説明申し上げます。資料6-1を御高覧願います。「1 計画策定の趣旨」でございますが、本計画は、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定め、子育て支援事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを円滑に進めていくため、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、現行の第1期計画期間が本年度で終了することから、第2期の計画を策定するものです。

次に、「2 経過」でございますが、策定に当たりましては、学識経験者、保護者、子ども・子育て支援事業者等の代表者で組織した伊勢市子ども・子育て会議を今年度3回開催し、計画案を作成いたしましたので本日御報告いたします。

次に、「3 計画の概要」でございます。計画は6章で構成されており、第1章では計画策定の流れや制度の概要などを、第2章では子ども・子育てを取り巻く現状として、人口の推移など各種データやニーズ調査結果を記載し、そこから見えてきた課題を掲載していきます。第3章では計画の基本理念と基本方針、そして施策の展開と重点施策について掲載しております。

恐れ入りますが、資料6-2、26ページをお願いいたします。計画の基本理念につきましては、第1期計画で「家庭と地域と社会が手をつないで子どもを育むまちづくり」としてきましたが、審議会の中で学校などの教育・保育現場とのつながりや、伊勢市の独自性の検討などの意見があり、第2期計画の基本理念を「つながりでこどもの笑顔と健やかな育ちを実現するまちいせ」と新たに打ち出しました。

30ページにはそれぞれの基本的な視点や方針から、基本施策と個別施策を記載しております。

32ページをごらんください。さまざまな施策の中でも伊勢市として特に重点的に取り組みたい施策として、妊娠期から幼児期の切れ目のない支援、放課後児童の支援の充実、次世代の親の育成、子供たちの笑顔を守る、以上四つの項目を挙げております。

33ページ以降は第4章において、子ども・子育て施策の展開として個々の取り組み内容や目標・指標を掲載しており、57ページの第5章では児童人口の推計から見た学校教育・保育の量の見込みや地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策について記載しています。

最後に、74ページで第6章、計画の推進体制という構成となっております。

それでは、もう一度、資料の6-1をお願いいたします。3の(2)計画の期間でございますが、本計画は令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間といたします。

次に、「4 パブリックコメントの実施」及び「5 今後のスケジュール」でございます。10月の審議会において出された意見と本日の委員会での意見を踏まえ、12月16日から一月間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見をいただき、計画案の修正

を検討いたします。来年2月には計画の最終案を本委員会に報告したいと考えております。

以上、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画案について」御説明申し上げました。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「子ども・子育て支援事業計画の策定について」を終わります。

「子ども子育て支援に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

本件につきましては、引き続き調査を継続していきます。

以上で、御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

引き続き協議会に入りますのでよろしくお願いをいたします。

閉会 午後1時58分

上記署名する。

令和元年11月19日

委員長

委員

委 員